

徳島県無料低額宿泊所設置及び届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県内において、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の2から第68条の4の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設である「無料低額宿泊所」を設置・運営する場合の手続き等について定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 無料低額宿泊所をいう。
- (2) 設置予定者 徳島県内において、施設を設置し、運営しようとする者をいう。

(事前協議)

第3条 設置予定者は、計画段階で設置計画の詳細について知事に協議するものとする。

- 2 設置予定者は、事前協議が終了した段階で、建築基準法、消防法等の施設の設置に必要となる手続きを実施すること。

(開始の届出)

第4条 市町村又は社会福祉法人が、施設を設置して第2種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、次の事項を記載した開始届（別紙様式1）を知事に提出しなければならない。

- (1) 施設の名称及び種類
 - (2) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
 - (3) 条例、定款その他の基本約款
 - (4) 建物その他の設備の規模及び構造
 - (5) 事業開始の年月日
 - (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
 - (7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 市町村及び社会福祉法人以外の者が、施設を設置して第2種社会福祉事業を開始しようとするときは、その事業の開始前に、前項各号に掲げる事項を記載した開始届（別紙様式1）を知事に提出しなければならない。

(届出事項の変更の届出)

第5条 前条第1項による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、変更届（別紙様式2）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定による届出をした者は、同条第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、前項の変更届を知事に提出しなければならない。
- 3 前条第2項の規定による届出をした者は、同条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から1月以内に、第1項の変更届を知事に提出しなければならない。

(休止又は再開の届出)

第6条 第4条第1項で届出をした者は、その事業を休止又は再開したときは、休止又は再開した日から1月以内に、休止再開届（別紙様式3）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項で届出をした者は、その事業を休止又は再開しようとするときは、あらかじめ、前項の休止再開届を知事に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 第4条で届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から1月以内に、廃止届（別紙様式4）を知事に届出なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。